



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

国民年金学生納付特例

日本に住む20歳以上の方には、学生であっても、国民年金への加入と保険料納付の義務があります。しかし、学生の方は「学生納付特例制度」を申請することで、在学中の保険料の納付が猶予されます。

■対象者

申請する年度の前年の所得が基準額以下の学生

※学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校や一部の海外大学の日本分校に在学する方（夜間・定時制課程や通信課程の

方も含む）です。

※一部対象外の学校があります。対象の学校は日本年金機構のホームページで確認できます。

■所得基準額（申請者本人のみ）

128万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除等

※家族の所得は問いません。

■承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までで、毎年の申請（更新）が必要です。

1度目の申請以降、在学予定期間中は、4月上旬に更新の案内などが日本年金機構から郵送されます。引き続き制度の利用をご希望の方は、同封の申請書（ハガキ）に必要事項をご記入のうえご返送ください。

申請書を紛失した場合や、在学する学校が変更になった場合は、市民課での申請手続きが必要です。

■令和5年度分受付開始日

4月3日(月)

※令和5年度に20歳になる方は、20歳の誕生日の前日以降。

※2年1ヶ月前の分まで遡って

申請できます。

■申請先 市民課

■必要なもの

- ・学生証または在学証明書
- ・退職（失業）して申請する場合は離職票など

※保険料が未納のままだと、万が一障害基礎年金や遺族基礎年金に該当する状況になっても、受給できないことがあります。

保険料の追納

学生納付特例の承認期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。

卒業後、収入が得られるようになったら、「追納制度」のご利用をお勧めします。これは、学生納付特例の承認を受けた期間分の保険料を、10年以内であれば納付することができる制度です。将来受け取る年金額を増額するため、ぜひご検討ください。※承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

転職や退職に伴う年金手続きを忘れずに！

年度末・年度始めは就職や退職、転職をされる方が多い季節です。20歳から60歳の方で退職や転職をされる方や、その方に扶養されている配偶者の方は、国民年金加入の手続きが必要になる場合があります。忘れずにお手続きください。

■手続きが必要な方

- ①退職・離職（失業）した方
 - ②転職した方で、前勤務先の離職日から新しい勤務先での厚生年金加入日まで1日以上空白期間がある方
 - ③上記の①②の方に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）
- ※就職などで厚生年金に加入した方や第3号被保険者になった方の、市役所での手続きはありません。ただし、国民健康保険に加入していた方が、勤務先で社会保険に加入した場合は、市役所で国民健康保険脱退の手続きをしてください。

■必要なもの

- ・資格喪失証明書

学生納付特例制度・追納・国民年金加入各手続き共通事項

■手続き窓口 市民課

■必要なもの

- ・年金番号のわかるもの（年金手帳または基礎年金番号通知書など）
- ※学生納付特例申請はマイナンバーのわかるものでも可。
- ・本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）

国民年金加入の手続きなどがオンラインでできます

「ねんきんネット」と「マイナポータル」を連携することで、第1号資格取得や種別変更の届出や免除の申請を、ご自分のスマートフォンやパソコンからオンラインで行うことができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは「マイナポータル」アプリでご確認ください。

※利用にはマイナンバーカードと暗証番号（4桁）、マイナンバーカードを読み取りできる機器が必要です。

日本年金機構ホームページ

URL <https://www.nenkin.go.jp/index.html>



ねんきん
ネット